

各地域の新しい 民生委員・児童委員、 主任児童委員 が決まりました

■民生委員・児童委員とは？

民生委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、高齢者、母子・父子家庭、心身に障がいのある人、その他困りごとを抱えている人などの相談・援助、地域での見守り活動、関係機関・団体へのつなぎを行います。すべての民生委員は、児童委員を兼ね、地域の子どもや子育てに関する相談窓口ともなります。

■主任児童委員とは？

児童福祉に関する活動を専門的に担当しています。学区ごとに配置され、民生委員・児童委員や地域の関係機関・団体、地域住民と連携し、子どもと子育て家庭を支援する取り組みを行います。

問い合わせ…社会福祉課 ☎587-6024、FAX586-2177

任期：令和7年12月1日から令和10年11月30日

学区	担当地域	氏名	学区	担当地域	氏名	学区	担当地域	氏名
野洲学区	野洲西町第1、野洲中町	立入 好美	北野学区	富波湖州平	南部 有美	篠原学区	大篠原成橋・街道・篠原すみれ園	橋本 雅昭
	野洲西町第2、野洲東町	森田佐代子		第二湖州平	辻井 智子		大篠原東町・西町	安田 具子
	四ツ家	平田富記子		野洲平	池田 和夫		小堤	嶽山 仁美
		政本 幸三		五之里	川崎 敏和		入町	藤原 隆典
	万葉台	菅野 隆司		主任児童委員	川崎 純子		長島	馬渢 憲次
	行合	竹内久美子		山出、東林寺、ヒラカワガイダム、中国塗料	山岡 康宏		高木	中村 勝子
	古里	山口 秀子		前田、小中小路、大中小路	青木 貴子		小南	奥山 律子
	中畠	山本 雅子		七間場	石黒さつき			加藤 高明
	新中畠	富波 京子			井村 詩子		篠原駅前	堤 千加子
	小篠原東部	岩瀬 恵巳		妙光寺	兼岩 龍善			橋口 秀雄
		永田 英一		北桜、びわこ学園	後藤 博一		主任児童委員	木村 明子
	桑	達男		南櫻、悠紀の里	荻原 正代		比江	田中 英子
	小篠原西部	萩原 康子		近江富士第一区	藤田 拓子		田中さと子	田中 孝浩
		鶴田 政代		近江富士第二区	川居 正人		乙窪	山本治一郎
		桜生		近江富士第七区	金守 一郎			上西窪安子
		和田		主任児童委員	土井 妙子		西河原	田中セイ子
	レオ、駅前東、エスリード	大矢 慎	三上學区	上町	岩井 武之			中谷 宏美
	野洲第二			下町	細井 忠			西村あやこ
	駅前第1	東郷 真美		上屋	白井 玲子		比留田	岡本 英嗣
	駅前第2、アクアガーデン	角野めぐみ		江部	坂口 俊行			田中 雅則
	シャリ工野洲	城戸 淳子			浅井 恵		木部	田中 徹也
	青葉台	前田 和義			山本眞由美		虫生	藪下 一雄
	大畠	東出 俊雄		中北	益田 吉基		八夫	中川 良壽
		松井 清隆		北	松並 典子		野田	浦谷 茂樹
	主任児童委員	山本 純子			奥田 修功			橋本 人美
				辻町	西村 英代		五条	西村 孝子
北野学区	市三宅第1、第2	青木佐智子		見星寺オレンジタウン	藤田 啓子		安治	石田 義治
		木村 清美		野洲の里	重田 和之		須原	谷山 知靖
		土永 典明		富波甲、ダイハツ寮、ぎおうの里	仲江九二孝		下堤	濱谷 久吉
	駅前北	田巻 裕美			藤村 善嗣		堤	奥田 治
		西川 純		富波乙	秦 佐栄子		井口	井口 薫
	山田	清水 里美		富波東	亀田 巧		六条	橋本菊次郎
	縄手	小島 弥生		主任児童委員	北脇きよみ		吉川、あやめの里	辻 克也
	みすいでん	中村由美子						吉川 朋子
	富波南	関口貴美子					菖蒲	山本 智美
	久野部	上原 正樹						浦谷 真弓
		山本いずみ					主任児童委員	森 由紀子
	久野部東	芝崎みどり						
	竹生	奥野 恵子						
	竹ヶ丘	東城 隆子						



市営住宅入居者募集



募集戸数…11戸（入居予定日／4月1日）

申込資格（主なもの）…

次の①～⑥を全て満たす人

- ①市内に3ヶ月以上住所があるか、市内に6ヶ月以上勤務している人
- ②税金等を滞納していない人
- ③現に同居している、または同居しようとする親族がある人
(単身可区分除く)
- ④入居予定者全員の収入月額の合計が原則15万8千円以下の人
- ⑤住宅に困窮している人
- ⑥申込者および同居人が暴力団員※でないこと

*暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

募集期間…1月6日(火)～20日(火) 午前8時30分～午後5時

募集団地一覧…



	団地名	号棟	階	部屋番号	目的	構造	区分	使用料 (令和7年度)	備考
1	小篠原団地	一	1階	113	老人	3DK	単身不可	16,600円～	EV無
2	小篠原団地	一	2階	123	一般	3DK	単身不可	16,600円～	EV無
3	吉地団地	2	2階	222	一般	2DK	単身可	19,200円～	EV無
4	吉地団地	3	1階	312	老人・身体障がい者	2DK	単身可	20,800円～	EV有
5	永原第1団地	2	2階	222	一般	3DK	単身不可	22,900円～	EV無
6	永原第1団地	2	3階	232	一般	3DK	単身不可	22,900円～	EV無
7	永原第1団地	3	2階	321	一般	3DK	単身不可	22,800円～	EV無
8	永原第2団地	A	1階	111	老人・身体障がい者	1DK	単身可	14,700円～	EV有
9	新上屋団地	1	4階	141	一般	2DK	単身可	20,200円～	EV無
10	新上屋団地	2	2階	221	一般	2DK	単身可	20,600円～	EV有
11	新上屋団地	4	1階	412	老人・身体障がい者	3DK	単身不可	23,800円～	EV有

- 単身世帯の人が入居するためには、60歳以上などの条件を満たす必要があります。
- 老人とは、入居者又はその同居親族に60歳以上の人気が含まれること。
- 身体障がい者とは、入居者又はその同居親族に身体障がい者が含まれること。
- 全ての部屋で駐車場有
- 申込書類を審査後、住宅運営委員会で選考します。
- 使用料は、全ての入居者の所得等により決定するため、入居者によって金額が異なります。また、法令等の改正により、毎年変更される可能性があります。
- 駐車場利用の場合、保証金9,000円および3,000円／月の使用料が必要です。
- 別途共益費が必要です。

申し込み・問い合わせ…建築住宅課 ☎587-6322、FAX587-6960

ひとり親家庭の皆さんへお知らせ

～入学等支度金申請のお知らせ～

令和8年3月に中学校を卒業または同年4月に小・中学校に入学する児童を養育している人のうち、ひとり親家庭であるなど一定の要件を満たす人に入学等支度金を支給します。

対象…次の①～③全てに該当する人

- ①3月に中学校を卒業または4月に小・中学校に入学する児童を養育している人
- ②令和8年1月1日現在、市内在住の母子家庭、父子家庭または父母のいない家庭であること
- ③令和7年度市民税非課税世帯※に属していること

※世帯員全員が市民税を課せられていない世帯

支度金の額（児童1人につき） …△小学校入学 5,000円 △中学校入学 10,000円 △中学校卒業 15,000円

申請期間…1月15日(木)～3月13日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日は除く)

※2月27日までに申請された場合は3月中旬、3月2日～13日に申請された場合は3月下旬に支給します。

申請手続き…児童扶養手当証書または福祉医療費受給券、振込口座がわかるものを持参してください。

※受給券をお持ちでない人はお問い合わせください。

～ひとり親家庭の自立を支援します～

ひとり親家庭を対象とした、さまざまな支援制度があります。いずれも対象者や所得制限等の諸条件があり、事前に申請が必要ですので、制度の利用にあたっては必ず事前にご相談ください。

また、制度内容が変更されることもありますので、詳細はお問い合わせください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣の指定する教育訓練指定講座等を修了した場合に自己負担した受講料の60%相当額を支給します。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

看護師などの資格取得のために養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを受講される場合に、受講期間中の生活資金を支給します。

○入学準備金、就職準備金の貸し付け

高等職業訓練促進給付金の受給者対象に貸し付けを行います。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向けて意欲的に就労活動に取り組んでいる人に対し、家賃額の一部を無利子で貸し付けします。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のために、対象講座の受講費用の一部を支給します。

児童扶養手当

離婚等によりひとり親になった家庭の父母、または父母に代わってその児童を養育している人等に対して、その児童が18歳到達の年度末まで手当を支給します。

★1ヶ月期の支払いは、1月9日(金)の予定です。

※11月・12月分の手当が対象です。現在受給している人が婚姻（事実婚を含む）等をした場合や、受給者本人や扶養義務者が年度の途中で所得の修正申告をした場合は届け出が必要です。

申請・問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

中学3年生の進学のための模擬試験受験料支援事業

中学3年生が高校受験のために受ける模擬試験の費用の一部を助成します。

母子・父子自立支援プログラム策定等事業

就労・転職支援から職業訓練や資格取得までそれぞれの状況やニーズに合わせてサポートします。進路が定まらない人には、一緒に方向性を整理し、最適な働き方を見つけるお手伝いします。

母子・父子・寡婦等への資金の貸付制度

子どもの修学資金、就学支度資金などを無利子または低金利で貸し付けします。

養育費に関する公正証書等作成費補助金交付事業

養育費の取り決めの際の公証人手数料または家庭裁判所の調停申立などの収入印紙代の一部を補助します。

令和7年中所得にかかる確定申告相談日程のご案内

もうすぐ税の申告時期です。

申告者は、1年間の所得と税額を自分で正しく計算し、申告しなければなりません。正しい申告をするためにも、早めに準備をしましょう。

税務納税課では、2月16日(月)～3月16日(月)の期間、巡回相談を実施します。



市主催の申告相談日程 (土曜・日曜日、祝日は除く)

相談会場	相談日時
野洲市総合防災センター2階研修室 (辻町488番地)	2月16日(月)～2月25日(水)
野洲文化小劇場 (小篠原2142番地)	2月26日(木)～3月6日(金)
コミュニティセンターひょうす 2階研修室(六条1509-1)	3月9日(月)～3月16日(月)
受付時間	午前の部
	午後の部
	午前9時～正午
	午後1時～3時

※2月25日(水)および3月6日(金)は午前の部で終了します。

※3月13日(金)のみ午後の部を午後6時まで延長します。

◆◆申告相談について◆◆

- ①申告相談は、どの相談会場でもできますが、混雑を避けるため対象地域での来場にご協力ください。
※対象地域は、「広報やす」2月号および市ホームページに掲載します。
- ②青色申告、譲渡所得、分離課税・損失、住宅借入金等特別控除（令和7年中の入居者）、総合譲渡、FX・暗号資産、退職所得、死亡者、過年分、外国税額控除、雑損控除を受ける等の確定申告する人は、草津税務署での申告となり、市主催の相談会場では申告できません。
- ③医療費控除を受ける人は、申告相談日までに必ず【医療費控除の明細書】を作成しておいてください。また、可能な限り草津税務署主催の申告相談を活用してください。
- ④事業所得（営業・農業）及び不動産所得のある人は、申告相談日までに必ず【収支内訳書】を作成のうえ、ご来場ください。相談日当日の収支内訳書の作成指導は致しかねます。
- ⑤午前中の来場が多い場合は、午前の受付終了を早めて午後に来場をお願いする場合があります。また、相談期間中においては、市役所の税務納税課では申告の相談・受付はできません。作成済の申告書の受領のみ行います。
申告により所得税の還付を受けられる場合は、申告者本人名義の口座情報を必ず持参ください。
- ⑥国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けようとする人は、日本年金機構が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」か、保険料の支払領収書の添付または提示が必要です。
- ⑦施設管理や緊急車両の走行の都合上、各会場とも午前8時30分以前のご来場は禁止します。

草津税務署主催の申告相談（市内実施分）日程

年金所得のみの人、給与所得者で医療費控除を受ける人、退職等により年末調整を受けていない人や令和7年中の入居者で住宅借入金等特別控除を新たに受ける人の還付申告受付を下表のとおり行います。必要書類については、国税庁ホームページを確認するか、草津税務署にお問い合わせください。

実施日	時間	会場	対象者
2月10日(火) (受付／午前9時30分～11時30分、午後1時～3時) ※混雑状況により、予定より早く受付を終了する場合があります。	午前9時30分～正午、午後1時～3時30分	コミセンきたの (1階大ホール)	年金所得のみの人、給与所得者で医療費控除を受ける人、住宅借入金等特別控除の適用を新たに受ける人など

●『医療費控除の明細書』の添付について

- ・確定申告にて医療費控除を適用する際には、「医療費控除の明細書」が必要になります。
(医療費の領収書の添付、または提示による医療費控除の適用はできません)
- ・医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。
- ・医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示しなければなりません。

●確定申告は、マイナンバーカード × e-Tax でさらに便利！

- ・確定申告書作成コーナーなら金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成！
- ・マイナポータル連携で控除証明書等のデータが自動入力できる！

e-Taxの5つのメリット

- ①自宅から申告可能
- ②確定申告期間24時間利用可能（メンテナンス時間を除く）
- ③申告書がデータで取得可能
- ④添付書類提出不要（一部の書類を除く）
- ⑤早期還付（3週間程度で還付）※書面提出の場合は、1カ月半程度で還付

*すでに約75%の人がe-Taxで申告しています。そして、自宅からe-Taxで申告された人のうち約80%の人がマイナンバーカードを利用して申告しています。さらに、マイナンバーカードを利用して自宅から申告された人のうち約50%の人がマイナポータル連携を利用しています。

問い合わせ…▽所得税に関するご質問 草津税務署 562-1315（代表・自動音声案内）

▽市・県民税、申告相談に関するご質問 市税務納税課 587-6040、FAX587-2439



商工業振興基本計画中間見直し(案)に対する意見募集

令和3年4月に策定した野洲市商工業振興基本計画が施行から5年目を迎え、これまでの課題を検討するとともに地域経済の持続的な発展及び市民生活の質の向上を図ることを目的に中間見直しを行います。

計画の内容をより良いものにするため、この計画の中間見直し(案)に関して、広く周知し皆さんの意見を募集します。

閲覧期間…1月21日(水)～2月12日(木) ※各閲覧場所の執務時間内に限る

閲覧場所…地域経済振興課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可

意見の提出・問い合わせ…閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファクス、Eメール、回答フォーム（市ホームページ内）または持参のいずれかで地域経済振興課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6008、FAX 587-6960、Eメールkeizai@city.yasu.lg.jp

※提出されたご意見は基本計画策定の参考とさせていただきますが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。



市ホームページ

会議・審議会を開催します

会議は公開で行いますので、どなたでも傍聴できます。いずれも個人情報が含まれる案件等については、非公開となる場合がありますのでご了承ください。

◆◇男女共同参画審議会 ◇◆

日 時…1月15日(木) 午後1時15分～
場 所…人権センター2階交流研修室
内 容…パブリックコメントの結果について、「第5次野洲市男女共同参画行動計画」策定にかかる答申についてなど

問い合わせ…人権施策推進課
☎587-6041、FAX 518-1860

◆◇人権施策審議会 ◇◆

日 時…1月15日(木) 午後3時15分～
場 所…人権センター2階交流研修室
内 容…パブリックコメントの結果について、「第5次野洲市人権施策基本計画」策定にかかる答申についてなど

問い合わせ…人権施策推進課
☎587-6041、FAX 518-1860

◆◇総合計画審議会 ◇◆

日 時…1月19日(月) 午後3時～5時
場 所…市役所本館3階第1委員会室
内 容…パブリックコメントの結果報告、審議会から市長へ答申など

問い合わせ…総合調整課
☎587-6039、FAX 586-2200

◆◇環境審議会 ◇◆

日 時…1月29日(木) 午後2時～4時
場 所…市役所本館3階第1委員会室
内 容…次期野洲市環境基本計画の策定についてなど

問い合わせ…環境課
☎587-6003、FAX 587-3834

◆◇総合教育会議 ◇◆

日 時…2月5日(木) 午後2時～3時30分
場 所…市役所本館3階第1委員会室
内 容…滋賀県立高等専門学校の開設に向けた準備状況について、ALTの活用について

問い合わせ…学務課
☎587-6017、FAX 587-3835



新入学児童生徒学用品費が入学前に受け取れます

市内に在住し、小・中学校に在籍する児童・生徒のいる世帯で、経済的な理由から就学が困難と認められる場合、学用品費や給食費などの一部を就学援助費として支給しています。このうち、入学予定者については、入学に必要な新入学児童生徒学用品費を入学前（3月）に支給します。

対象…次の①～③全てに該当する児童・生徒の保護者

- ①申請時に市内に居住している児童・生徒（転出予定者は除く）
- ②令和8年4月に公立小・中学校に入学予定の児童・生徒
- ③経済的な理由から入学準備が困難で、就学援助制度の要件に該当している世帯の児童・生徒（要件の詳細はホームページをご覧ください。）
※生活保護（生活扶助）を受けている保護者は対象ではありません。



申請手続き…2月18日(水)までに申請書を提出してください。（世帯状況を把握するため、添付書類が必要な場合があります。）

※申請書は学務課にあります。

※入学前に新入学児童生徒学用品費の申請をする場合、令和8年度の就学援助費の給付申請は別途必要となります。（同時申請可）

※この時期に申請しない場合でも、令和8年度就学援助費を申請し4月からの認定となった場合は、学期末（7月）に同額が支給されます。

申請・問い合わせ…学務課 ☎587-6017、FAX587-3835

高齢者のおむつ費用の所得控除には 「おむつ使用証明書」が必要です

所得税の確定申告や住民税の申告で、医療費控除のおむつ購入費の控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」の添付または提示が必要です。

要支援・要介護認定を受けている人は、市が交付する介護保険主治医意見書の「内容確認書」で「おむつ使用証明書」に代えることができます。「内容確認書」の交付は、介護保険課へ申請してください。（交付には1～2週間程度かかります。）

※「内容確認書」は、介護保険主治医意見書の内容がおむつ使用の必要要件に合致していないときは交付できません。

※医療費控除のおむつ購入費の控除を受ける人は、購入費に係る領収書を自宅などで5年間保管する必要があります。

申請手続き…おむつ使用者の介護保険被保険者証をご持参ください。

申請・問い合わせ…介護保険課 ☎587-6074、FAX 586-2176

※医療費控除の詳細は、草津税務署 ☎562-1315 または
市税務納税課 ☎587-6040、FAX 587-2439

